# 愛知県の新たな防災体制について

#### 1 防災体制見直しの必要性

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合には、県内 全域に甚大な被害が想定されるため、現在の主に風水害を 中心とした災害に対する体制から、更に県内全域が被災地 となる大規模地震災害にも対応できる体制が必要となる。

また、国は大規模地震発生時には現地対策本部を設置し、積極的な被災地支援を行うこととしたため、国の現地対策本部との連携強化が求められている。

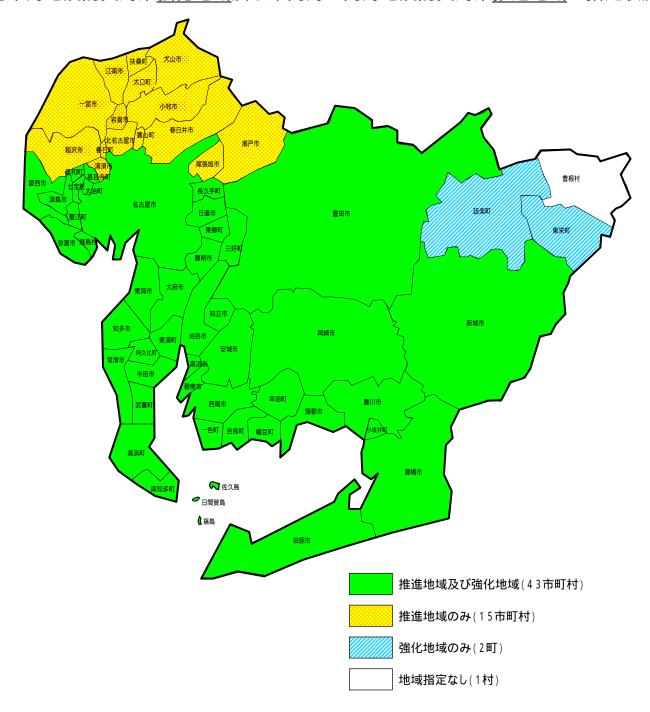
なお、地方機関の見直し後の体制と整合を図る必要がある。

### (1) 見直しの視点

予想される広範・甚大な被害への対応 災害時の現場即応体制の強化 市町村に対する県の支援体制の強化 国の被災地支援体制との連携強化

#### (2) 対応の方向性

災害対策本部(本庁)組織の見直し・強化 地方機関の見直し・強化 (支部制から方面本部制へ移行) 【東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域の指定状況】



#### 2 防災体制見直しの概要

## (1) 災害対策本部(本庁)組織の見直し・強化

副本部長の役割の明確化

本部長(知事)を補佐する副本部長(両副知事、防災局長)の業務のうち、国等との調整、 報道対応、方面本部の総括について、あらかじ め業務の分担を明確にする。

#### 災害情報センターの機能強化

迅速な対策を実施するため、災害情報センターの組織を見直し、状況分析・立案機能を強化する。また、プロジェクトチームを設置し、部局横断的業務(緊急物資配分業務、県民相談業務等)の実施体制を強化する。

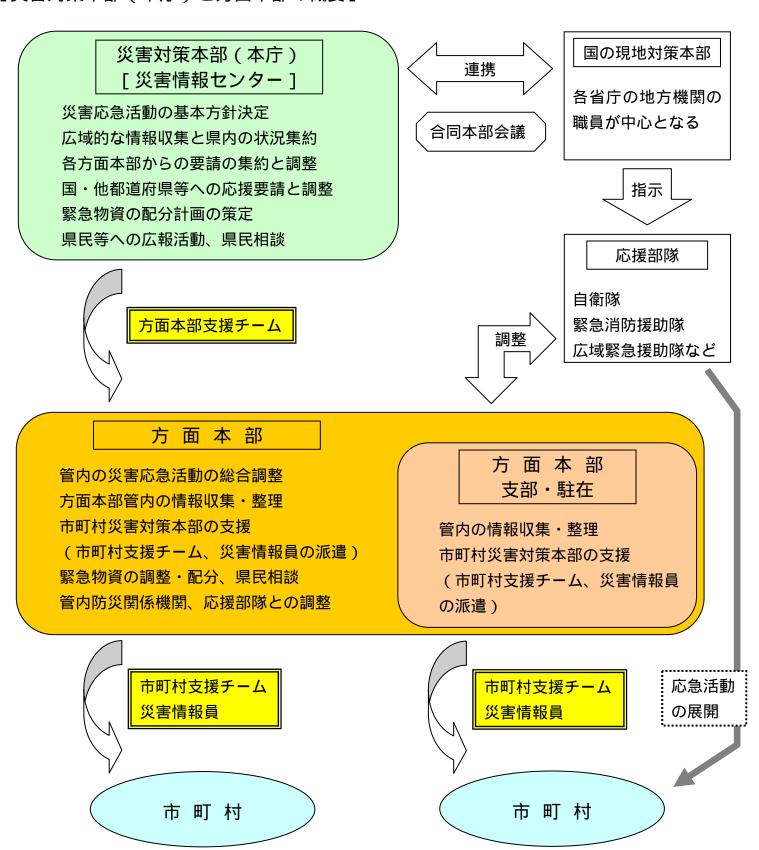
#### 方面本部支援チームの設置 【新規】

方面本部が実施する災害応急対策活動(緊急物資配分業務、県民相談業務等)を支援するため、方面本部の要請に基づき本庁から職員を派遣する。

#### 国の現地対策本部との連携強化

東南海地震が発生した場合には、国の現地対 策本部が愛知県に設置されるため、国の現地対 策本部の組織に対応する県の災害対策本部の担 当班を事前に定め、密接な連携を図る。(東海地 震が発生した場合には、静岡県に国の現地対策 本部が設置される。)

#### 【災害対策本部(本庁)と方面本部の概要】



# (2) 地方機関の見直し・強化 (支部制から方面本部制へ移行)

災害時における地域拠点として方面本部制を 導入

緊急物資の配分、県民相談などの災害応急対 策活動について、方面本部で対応可能な業務は、 方面本部の判断で実施するとともに、市町村支 援の拠点となる。

#### 市町村支援チームの設置 【新規】

大規模災害時に、避難所運営など市町村が実施する災害応急対策活動の支援(専門分野を除く。)のため、市町村の要請に応じて方面本部から職員を派遣する。

#### 災害情報員制度の導入 【新規】

大規模災害時に、市町村の情報収集を支援することにより、県全体の情報収集能力を向上させるため、職員が市町村を拠点として被災状況の現地調査を行う。

#### 【地方機関の支部制から方面本部制への移行イメージ】

